

労働安全衛生関係

高齢者の労働災害防止について

労働安全衛生法の改正に伴い、令和8年4月1日より、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずることが事業主の努力義務とされ、「高齢者の労働災害防止のための指針」（以下、指針）において事業者が取り組むべき事項や留意点が体系的に示されている。本稿では、指針の概要を解説する。なお、本指針の適用に併せて、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日策定）は令和8年3月31日をもって廃止される。

高齢者の労働災害防止のための指針
(令 8. 2.10 高齢者の労働災害防止のための指針公示1)
「高齢者の労働災害防止のための指針」について
(令 8. 2.10 基発0210第1)

矢野 新 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 高齢者の労働災害防止の基本的な考え方

事業者は、労働安全衛生法62条の2により、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るための措置を講ずることが努力義務とされている。

事業主は、高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国等の支援を活用しながら、高齢者の労働災害防止対策を積極的に取り組むことが求められる。また、高齢の労働者が自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、積極的に自らの健康づくりに努めることができるよう、労働者と連携・協力して取り組みを進めることも重要である。

2. 事業者が講ずべき具体的な措置

本指針では、事業者が取り組むべき事項として、「安全衛生管理体制の確立等」「職場環境の改善」「高齢者の健康や体力の状況の把握」「高齢者

の健康や体力の状況に応じた対応」「安全衛生教育」の五つの項目を柱として定めている。

[1]安全衛生管理体制の確立等

(1)安全衛生管理体制の確立

①経営トップによる方針表明および体制整備

ア 安全衛生方針の表明

経営トップ自らが、高齢者労働災害防止対策に取り組む姿勢を示し、企業全体の安全意識を高めるため、高齢者労働災害防止対策に関する事項を盛り込んだ「安全衛生方針」を表明する。

イ 実施体制の明確化

「安全衛生方針」に基づき、高齢者労働災害防止対策に取り組む組織や担当者を指定する等により、高齢者労働災害防止対策の実施体制を明確化する。

②安全衛生委員会等における調査審議等

ア 安全衛生委員会等を設けている事業場

安全衛生委員会等において、高年齢者の労働災害防止に向けた対策を調査審議する。

イ 安全衛生委員会等を設けていない事業場

高年齢者労働災害防止対策について、労働者の意見を聴く機会等を通じ、労使で話し合う。なお、「労働者の意見を聴く機会」については、職場で行っている定例の会議や業務ミーティング等も活用できる。

(2)危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出しを行い、当該リスクの高さを考慮して高年齢者労働災害防止対策の優先順位を検討（リスクアセスメント）する。

このリスクアセスメントの結果も踏まえ、優先順位の高いものから取り組む事項を決める。リスク低減措置については、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平18. 3.10 危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示1）を踏まえ、**【図表1】**に掲げる優先順位で措置の内容を検討・実施することに留意する。

【2】職場環境の改善

(1)身体機能の低下を補う設備・装置の導入

身体機能が低下した高年齢者であっても安全に

働き続けることができるよう、事業場の施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じる。その際、指針で掲げられている対策例を参考に、高年齢者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて、施設、設備、装置等の改善に取り組む。

(2)高年齢者の特性を考慮した作業管理

筋力、バランス能力、敏捷性^{びんしょう}、全身持久力、感覚機能および認知機能の低下等の高年齢者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施する。その際、**【図表2】**の例を参考に、高年齢者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて対策に取り組む。

【3】高年齢者の健康や体力の状況の把握

(1)健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、健康診断の結果を高年齢者に通知するに当たり、産業保健スタッフから健康診断項目ごとの結果の意味を丁寧に説明する等、高年齢者が自らの健康状況を把握できるような取り組みを実施することが望ましい。

(2)体力の状況の把握

高年齢者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢者双方が当該高年齢者の体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力に合った作業

図表1 リスク低減措置の優先順位

| | |
|---|---|
| ア | 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性または有害性を除去または低減する措置 |
| イ | 手すりの設置や段差の解消等の工学的対策 |
| ウ | マニュアルの整備等の管理的対策 |
| エ | 身体負担を軽減する個人用の装備の使用 |

図表2 作業管理の対策例

| 事項 | 内容 |
|------------|--|
| 共通的な事項 | <ul style="list-style-type: none"> • 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢者を就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等） • 高齢者の特性を踏まえ、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定し、または改定すること • 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮すること • 注意力や判断力の低下による災害を防止するため、複数の作業を同時進行させる場合の負担や優先順位の判断を伴うような作業に係る負担を考慮すること • 腰部に過度の負担がかかる作業に係る作業方法については、重量物の小口化、取り扱い回数の減少等の改善を図ること • 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ること |
| 暑熱作業への対応 | <ul style="list-style-type: none"> • 一般に、高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているため、脱水症状を生じさせないよう意識的な水分補給を推奨すること • 健康診断の結果を踏まえた対応はもとより、管理者を通じて始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導すること • 熱中症のおそれがある作業者の早期発見のための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、これらの体制および手順の関係作業員への周知を徹底すること |
| 情報機器作業への対応 | <ul style="list-style-type: none"> • 情報機器作業が過度に長時間にわたりに行われることのないようにし、作業休止時間を適切に設けること • データ入力作業等、相当程度拘束性がある作業においては、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とすること |

に従事させるとともに、高齢者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に行うことが望ましい。また、身体機能の低下は高齢者に限られるものではないことから、事業場の実情に応じて、青年、壮年期から体力チェックを実施することが望ましい。

(3)健康や体力の状況に関する情報の取り扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平30. 9. 7 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示1）を踏まえた情報の取り扱いを行わなければならない。

[4]高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

(1)個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じる。脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じる。

(2)高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、職場における働き方のルールを構築するよう努める。

労働者の健康や体力の状況は加齢にしたがって個人差が拡大するとされており、高齢者の業務

内容の決定に当たっては、個々の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務を高年齢者とマッチングさせるよう努めることにより、継続した業務の提供への配慮が求められる。

(3)心身両面にわたる健康保持増進措置

高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取り組みを実施することが望ましい。併せて、事業場における健康保持増進対策の推進体制の確立を図ること、健康診断の結果等に基づき、必要に応じて運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケアを実施すること、その他労働者の心身両面にわたる健康保持増進措置を実施すること等、事業場として組織的に労働者の心身両面にわたる健康保持増進に取り組むよう努める。

[5]安全衛生教育

(1)高年齢者に対する教育

雇入れ時等の安全衛生教育、一定の危険有害業務において必要となる技能講習や特別教育を確実にを行う。なお、高年齢者を対象とした教育においては、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため、十分な時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用すること。

(2)管理監督者等に対する教育

事業場内で教育を行う者や高年齢者が従事する業務の管理監督者、高年齢者とともに働く各年代の労働者に対しても、高年齢者の特性と高年齢者に対する安全衛生対策についての教育を行うことが望ましい。

3.まとめ

高年齢者がその有する能力を有効に発揮し、生涯にわたって安全に安心して働き続けることができる職場環境の実現を目指すこと、また、高年齢者の特性に配慮した職場環境の改善や健康保持増進の取り組みを行うことは、結果として全労働者にとっての「安全」と「働きやすさ」の向上につながる。

高年齢者の労働災害防止は単なる法令遵守にとどまらず、個々の労働者の健康や体力の変化に寄り添い、柔軟な働き方を推進することで、貴重な労働力の確保と企業の持続的な成長を支える強固な基盤となる。

高年齢者の労働災害防止対策が努力義務化されたことを機に、労使が一体となって安全で健康な職場環境づくりに取り組むことが期待される。